

電気通信事業における会計制度の在り方について (骨子)

平成19年6月28日

目 次

第1章 IP化の進展等に伴う環境変化と会計制度見直しの必要性等

1. 電気通信事業における環境変化と会計制度見直しの必要性
2. 検討に際しての基本的な視点等

第2章 接続会計の設備区分の在り方

1. 接続会計の目的・機能
2. 網使用料算定根拠の設備区分との一致
3. 網機能による設備区分の整理
4. 設備区分の廃止・統合
5. IP化に対応した設備区分の在り方

第3章 電気通信事業会計の役務区分の在り方

1. 基本的な考え方
2. 特定電気通信役務に係る役務区分等の在り方
3. 多様な料金形態への対応
4. IP化に対応した役務区分の在り方

第4章 費用配賦の在り方

1. 配賦プロセスの透明化
2. 配賦基準の適正化
3. 基本料等委員会における配賦基準の見直し効果の検証

第5章 減価償却費の在り方

1. 基本的な考え方
2. 対象設備
3. 対象となる会計
4. 経済的耐用年数の算定方法

第6章 子会社等との取引の透明化

1. 基本的な考え方
2. 受託業務の効率化効果の反映
3. 子会社等への業務委託状況の開示

第7章 会計制度の検証可能性の向上

1. LRIC費用と実際費用の比較・検証
2. スタックテストにおける検証対象の営業費の検証
3. 基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の検証

第8章 その他

1. 会計制度の定期的な見直し
2. 会計データの検証体制等の充実

第1章 IP化の進展等に伴う環境変化と会計制度見直しの必要性等

1. 電気通信事業における環境変化と会計制度見直しの必要性【資料1・2】

(1)ブロードバンド化・IP化の進展

- 我が国においては、固定電話の加入契約数が、99年3月末の6,285万加入をピークに毎年減少を続け、5,516万加入まで減少する一方、ブロードバンドサービス市場は、00年末頃からDSL市場を中心として拡大傾向にあり、ブロードバンド加入者は2,641万加入に達している(07年3月現在)【資料3・4】。
- このように、ブロードバンド化の進展により、我が国は世界で最も低廉・高速なブロードバンドサービス環境を享受することができる国となっている。これは、IP技術の進展に対応した加入者回線のアンバンドル化をはじめとする競争ルール整備が寄与した部分も大きいものと考えられる。しかし、現行の会計制度については、固定電話サービスを中心とした市場構造を前提に構築された枠組みは基本的に維持されており、多様化するブロードバンドサービスがそのウェイトを今後一層高めることが予想される中で、その目的に照らし有効に機能するものとなっているかどうかについて検証が必要となってきたのではないか。
- 特に、ブロードバンド化という伝送ネットワークの高速大容量化とともに、伝送ネットワークのIP化も急速に進展する中で、現在のネットワークは、PSTN系設備とIP系設備が並存している状況にある。このようなネットワーク構造の変化により、従来、同一のネットワーク(PSTN)内の設備間では機能していた費用配賦基準も、PSTNとIP網という異なるネットワークの設備間では妥当性を失う可能性がある。費用配賦の妥当性は、基本料費用や接続料原価の妥当性を左右する重要な要素であるが、IP化の進展に伴い顕在化する会計制度上の諸問題の一例であるとも考えられる。その意味で、この点も含め、IP化の進展に対応した適切な会計制度全体の在り方について検討することが必要となってきたのではないか。

(2)水平的市場統合の進展

- また、ブロードバンド化やIP化の進展により、音声・データ・映像といったサービスの区分や固定通信と移動通信の垣根が次第に失われ、従来サービスごとに構成されていた市場の統合(水平的市場統合)が進展していくこととなる。このような中では、従来のように、役務概念や固定／移動の差異によりサービス区分・市場区分を予め設定し、各区分に応じて規制を適用することにより公正競争を確保すると

いう従来の手法が市場実態に適合しなくなることが予想される。

- この点は、電気通信事業の会計制度においても同様ではないか。すなわち、電気通信事業会計や接続会計では、電気通信事業会計の費用等を帰属させる区分として役務区分や設備区分を設定しており、これらの区分は音声・データ等の役務概念を用いて設定されているが、水平的市場統合が進展し、役務概念による区分の妥当性が失われつつある中で、その在り方を検討することが必要となってきたのではないかと。
- また、水平的市場統合が進展すると、FMCサービスなど、従来の市場区分にとらわれない境界領域的なサービスの提供が想定されるが、この場合、市場支配力を有する事業者が、当該市場における市場支配力を他の市場で濫用することが懸念される。この点、電気通信事業会計は、不当な内部相互補助の牽制・抑止による競争阻害的な料金設定の防止を図る機能を有していることにかんがみれば、水平的市場統合の進展に起因する市場支配力の濫用という新たな局面にも対応できるよう、その在り方を検討することが必要となってきたのではないかと。

(3) 垂直的市場統合の進展

- また、ブロードバンド化・IP化の進展により、従来の通信レイヤー（物理網レイヤー・通信サービスレイヤー）の枠を超えて、プラットフォームレイヤーやコンテンツ・アプリケーションレイヤーに至る総合的なサービス提供を行う垂直統合型ビジネスモデルが登場してきている。
- これまでの競争政策は、主として通信レイヤーにおける通信事業者間の公正競争の確保に力点を置いてきたが、垂直統合型ビジネスモデルにおいては、通信レイヤーにおける市場支配力が上位レイヤーや下位レイヤーで濫用されることにより、それぞれのレイヤーの公正競争が阻害されることとなる可能性があることを踏まえて、競争ルールの在り方を検討することが必要となってきた。
- 垂直的市場統合の進展に係る問題は、そもそも市場支配力のレバレッジ等により公正競争が阻害されるおそれにとどのように対応するかというドミナント規制の在り方そのものに関する部分も大きいと、電気通信事業会計は、通信レイヤーを射程としつつも、他のレイヤーとの間の不当な内部相互補助の牽制・抑止により競争阻害的な料金設定を防止する機能が期待されるところであり、垂直的市場統合の進展に伴い懸念されるレイヤー間の市場支配力の濫用についても、その防止を図る観点から当該会計制度を活用する方策を検討することが必要となってきたのではないかと。

(4) 電気通信事業における競争政策の展開

- 電気通信事業会計や接続会計の創設後も、電気通信事業における公正競争確保の観点から、技術の進展や市場構造の変化等に応じ

て様々な競争政策が講じられてきたところである。その中には、接続会計や電気通信事業会計の在り方に影響を及ぼしたものも少なくない。接続政策や料金政策の変更は、電気通信事業会計や接続会計の機能に影響を与え、所要の見直しが行われないと、会計制度が設けられた目的が十分に達成されないこととなるおそれがある。このため、競争政策の展開に対応した適切な会計制度となっているかどうかについても改めて検証することが必要となってきたのではないか。

2. 検討に際しての基本的な視点等

(1) 検討に際しての基本的視点

1) 会計制度の機能・目的に照らした適正性・有効性の確保

■電気通信事業会計は、利用者料金に関する規制の存在を前提に、不当な内部相互補助を牽制・抑止し、もって料金の適正な算定に資する観点から基本的に設けられたものである。他方、接続会計は、接続料原価算定の基礎データの提供や内部相互補助のモニタリングを行い、もって接続料原価算定の適正化を図る観点から設けられたものである。両会計が有する機能・目的は、これらを取り巻く環境が変化しても、何ら変わりがあるものではない。このため、接続会計・電気通信事業会計が、IP化等の進展に伴う市場構造やネットワーク構造の変化等の新たな環境の中でも、その機能・目的に照らして十分な適正性や有効性が確保できるように、時代に適合しない不適切な部分を抽出・検証し、所要の見直しを図るアプローチを採ることがまずは必要ではないか。その際、必要な範囲内で、会計制度と密接に関連する接続政策や料金政策の在り方との関係についても、併せて検討することが必要ではないか。

2) 会計制度の相互参照性・検証可能性の向上

■接続政策や料金政策を中心とする競争政策は、様々な観点からその適正性・有効性を検証することが必要となる。その意味で、接続会計・電気通信事業会計は一定の役割を果たしてきたが、もともと異なる目的を有する別々の会計として構築されてきた経緯から、両会計を有機的に連携させた多角的な検討に必ずしも有効活用はされてはこなかった。このため、接続会計と電気通信事業会計の相互参照性を高めるなど、競争政策の有効性・適正性を検証するために会計制度を積極的に活用する方向で検討することが必要ではないか。

3)会計制度間の整合性・連関性に対する留意

■電気通信事業会計は、電気通信事業に固有の規制会計としての性格だけでなく、会社法や証券取引法等に基づく制度会計の一翼を担う会計としての性格も併せ有していることから、接続会計と異なり、検討に際しては、制度会計全体との整合性にも十分留意することが必要ではないか【資料5】。

また、接続会計は、電気通信事業会計の損益計算書で整理された費用や貸借対照表で整理された資産の数値を用いて作成されるという意味において、両会計は全く独立して存在しているわけではないため、電気通信事業会計・接続会計の在り方の検討に際しては、それぞれが他の会計に与える影響にも留意することが必要ではないか【資料6】。

(2)検討の時間軸

■本研究会の検討は、基本的にPSTNを中心としたネットワーク構造・市場構造を前提に構築された会計制度について、ブロードバンド化・IP化の急速な進展等の環境変化に対応した適切な制度に見直すことを目的に行うものである。しかしながら、PSTNからIP網への移行は正に現在進行中であり、ネットワーク構造や市場構造が極めて動的に変化している状況において、長期的なスパンの検討を確度を持って行うことは困難な状況にある。

■NTT中期経営戦略(05年11月)でも10年段階では、FTTH サービス加入数を現在の固定電話加入世帯の半分に当たる約3,000万加入と見込んでいるように、PSTNとIP網の並存状況は当分の間継続するものと考えられる【資料7】。また、IP網への移行が完了する時期も現時点では明確ではなく、またそもそもIP網への移行が完了した後に生じる問題は、現行のPSTNを前提とした接続政策や料金政策の抜本的な見直しを踏まえて検討する必要がある。このため、本研究会では、まずはPSTNとIP網が並存している期間に生じる問題を視野に入れて検討を行うこととするのが適当ではないか。

第2章 接続会計の設備区分の在り方

1. 接続会計の目的・機能

- 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該設備との接続に関する会計（接続会計）を整理し、これに基づき当該接続に関する収支の状況等を公表しなければならないこととされている（電気通信事業法第33条第13項）。この接続会計は、接続ルールの整備の一環として、97年の電気通信事業法の改正により導入され、98年4月に開始する会計年度から適用が開始されたものである【資料8～10】。
- 接続会計は、合理的で透明かつ公平・無差別な接続料算定の基礎の確立、事業者間接続とユーザー営業との間の費用配分の操作等を通じた内部相互補助の防止、及び独占的な不可欠設備運営の効率化を促す情報とインセンティブの提供を図ることを目的として導入されたものであり、接続料の原価算定に必要な基礎データを提供する機能と管理部門・利用部門の間の内部相互補助をモニタリングする機能を果たすことが求められるものである。

2. 網使用料算定根拠の設備区分との一致

- 実績原価方式の接続料算定は、接続会計において電気通信事業会計の損益計算書上の費用や貸借対照表上の資産を設備区分ごとに帰属させるプロセスと、網使用料算定根拠において接続会計の設備区分別費用等を網機能ごとに集約・算定するプロセスの二つに大別される【資料11】。
- このように、実績原価方式の接続料算定のプロセスは、接続会計と網使用料算定根拠が相まって明らかになるため、両者の間を継ぎ目無くトレースできることが必要であり、接続会計がその有する原価算定機能を発揮するためには、網使用料算定根拠では、接続会計の設備区分をそのまま踏襲した上で、当該設備区分別に帰属した費用等を網機能ごとに集約・算定するプロセスを開示することが適当である。
- しかしながら、現在の網使用料算定根拠が、網機能ごとの網使用料を算定する際の出発点とする設備区分は、接続会計の設備区分と乖離している【資料12】。これは、①網使用料算定根拠においては、接続会計導入時から接続料算定に必要な区分の細分化や統合を行ったこと、②接続会計導入後、接続形態の多様化に伴い追加された網使用料の算定に必要な設備区分を追加等したこと、を理由とす

るものである。

- 網使用料算定根拠における接続会計の設備区分の組み替えは、どのような配賦基準を用いどのような配賦プロセスを経ているか不明であり、接続料算定プロセスを不透明なものとしていることから、接続会計と網使用料算定根拠の設備区分は一致させるべきとの意見が多数の事業者から出された。この点については、NTT東西からも、接続料算定の実態を踏まえて接続会計と網使用料算定根拠の設備区分を一致させるのであれば、特段の問題はないとの意見が出された。
- この点について、接続会計と網使用料算定根拠の間の乖離は、これを維持する必要性は見出せず、むしろ接続会計の原価算定機能を損ない、接続料原価の算定プロセスを不透明なものとしている点で問題がある。このため、接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離は、これを解消する方向で見直すことが適当ではないか。

3. 網機能による設備区分の整理

- 現行の設備区分は、音声伝送役務、専用役務、データ伝送役務といった役務ごとに伝送ネットワークが異なることを前提として、各ネットワークの設備構成に着目して、基本的にはネットワークごとの独立した区分として設けられたものである【資料13・14】。
- 交換設備については役務概念（音声・データ）、端末系伝送路や主配線盤については電気信号・光信号の別で細分化されているが、これらも細分化された区分に該当する設備自体は別々のもの（例：交換機／ルータ）であり、同様の機能を提供している別々の設備を役務概念等で区分して表現しているに過ぎない。このように、これまでの接続会計は、設備に着目して設備区分を設けるにとどまり、網機能と設備区分との関係は網使用料算定根拠による開示にすべて委ねる状況となっていた。
- しかし、接続会計の導入当時と比べると、設備区分が25区分から29区分と4区分しか増加していないのに対して、網機能は11機能から33機能に3倍も増加しており、制度創設時に比べると設備区分と網機能との対応関係が不明確な状況となっている【資料15～17】。この点については、競争事業者から、接続会計の設備区分が接続料算定の単位である網機能で整理されておらず、接続料算定の適正性の検証が困難との意見が出されている。
- 接続会計の原価算定機能を高める観点からは、設備区分と網機能との関係が明確であることが必要である。このため、これまでのように設備区分と網機能との関係をすべて網使用料算定根拠による開示に委ねるのは適当ではなく、設備区分との関係が不明確となっている網機能については、その明確化を図る観点から、接続会計において当該網機能に係る設備区分を整理することが適当ではないか。
- 具体的には、接続会計の設備区分が、網機能ごとの網使用料を算定する際の基礎データを提供する機能を有していることにかんがみれば、一の設備区分に帰属する費用等が一の機能の網使用料算定と対応するように設定されていることが適当である。このため、現在、複数の網機能の網使用料算定に用いられている設備区分は、網機能ごとの区分となるように見直すことが適当ではないか。その際、網

機能による区分の整理は、会計の継続性・安定性の観点からその目的に照らし一定のレベルに留めることが必要であることから、接続料規則に規定する機能の区分単位で行うこととすることが適当ではないか。

- この考え方に基づけば、例えば、光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）は、最多の12の設備区分から接続料原価を算定しており網機能と設備区分が複雑化している典型例であること、また各設備区分は他の網機能の接続料算定にも用いられており網機能ごとの区分となっていないことから、接続会計上、光信号中継伝送機能に係る設備区分を新たに設けることが必要となるのではないか。
- なお、接続約款では、接続料規則に規定する機能区分よりも詳細な区分（細区分）単位で料金額が設定されており、この細区分単位で設備区分を整理すべきとの意見が競争事業者から出された。この点、基本的に、接続会計は設備に着目して設備区分を設け、設備区分から細区分への費用等の集約・算定は網使用料算定根拠の中で行われるべきであること、また細区分ごとの網機能は、接続形態の多様化に伴い随時追加等されるため、会計の継続性・安定性の観点から問題があることから、適当であるとは言えないのではないか。

4. 設備区分の廃止・統合

- 接続料算定プロセスの明確化を図る観点からは、不要な設備区分は廃止又は統合することが望ましい。NTT東西からは、接続会計導入後のネットワーク階梯の簡素化等を踏まえて、以下のように設備区分を廃止又は統合すべきとの意見が出されたところである。
 - ①「中継系交換設備～相互接続点伝送路（分離型閉門交換機）」と「PHS接続装置」の廃止
 - ②「端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）」と「総合デジタル網加入者モジュール」の統合
 - ③「端末系交換設備間伝送路」、「群タンデム交換設備～端末系交換設備伝送路」、「端末系交換設備～中継系交換設備伝送路」と「端末系交換設備～中継系交換設備伝送路（斜回線）」の統合
 - ④利用部門の設備区分の統合
- 上記意見は、設備区分に帰属する費用が存在しない区分は廃止すること（上記①関係）、接続料算定に有意に機能していない設備区分は統合すること（上記②～④関係）、という二点に集約することができる。
- 設備区分に帰属する費用が存在しない設備区分や接続料算定に有意に機能していない設備区分を廃止・統合することは、接続料算定プロセスの簡素化・透明化を図る観点で望ましいのではないか。しかし、競争事業者等の意見を踏まえれば、接続料算定に有意に機能しているかどうかは、当該設備区分が実績原価方式の接続料算定に用いられるかどうかだけでなく、将来原価方式やLRIC方式の接続料算定に関係するかどうか併せて考慮することが必要ではないか【資料18】。また、設備区分は、NTT東西の実際のネットワーク構成を踏まえ、主要な設備が把握できるように設定されたという側面もあることから、実際のネットワークを構成する主要な設備については、接続料算定に有意に機能していないことをもって直ちに他の設備区分と統合することとするのは適当か。

5. IP化に対応した設備区分の在り方

- 現行の設備区分は、音声・専用・データといった役務ごとに伝送ネットワークが異なることを前提として、ネットワークごとの設備構成に着目して独立した区分が設けられてきた。設備区分のうち、「端末系交換設備」や「中継系交換設備」については、音声・データといった役務概念で区分が細分化されているが、これは、PSTN(交換機)では主に音声伝送役務を提供し、データ網(ルータ)では主にデータ伝送役務を提供していることから、設備区分を細分化する道具として役務概念を用いることに一定の合理性があったためである。
- しかし、IP網では、データ伝送役務に限らず音声伝送役務(例えばひかり電話)が提供されるように、役務概念に縛られずに多様なサービスが多様な形態で提供されることが一般的となる。このため、ネットワークと役務概念が1対1対応していた時代に妥当した役務概念で引き続き設備区分を設けることが妥当性を失う可能性がある¹。
- この点、IP網では、一の設備で複数のサービス・機能が提供されることが一般的になることから、設備にのみ着目するとこれまでよりも設備区分の数は減少する一方、設備区分と網機能との関係は複雑化することが考えられる。このため、設備区分から網機能への費用配賦の適正性が一層重要性を増すとともに、設備区分の設定に当たって、設備だけでなく網機能に着目する必要性がこれまで以上に高まると考えられるのではないかと。その際、QoS(Quality of Service)がIP網で提供される特徴的な機能の一つになることにかんがみれば、QoSに着目して設備区分を設けることも検討に値するのではないかと。
- また、07年度下半期から商用開始が予定されているNTT東西の次世代ネットワークは、レガシー網では一体性のあったネットワークが、アクセス網／コア網／サービス付与機能に分離し、それぞれのインターフェイスのオープン化を求められる【資料19】ことから、仮に次世代ネットワークが第一種指定電気通信設備に指定される場合には、このような機能分離に対応した設備区分の在り方についても検討することが必要ではないかと。その際、接続料算定プロセスの透明化を図る観点で、他のネットワークに係る設備区分とは独立した区分を設けることが必要ではないかと。
- いずれにしても、NTT東西の次世代ネットワークについては、そのネットワーク構成の詳細も現時点で明らかではない状況にある。NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールについては、07年度下半期に商用開始予定であることにかんがみ、可及的速やかに検討を開始することが適当とされている(情報通信審議会答申²(07年3月))ことから、具体的な設備区分の在り方については、その検討の中で改めて検討することが適当ではないかと。

¹ 例えば、一のルータで音声伝送役務やデータ伝送役務が提供される場合、音声伝送役務かデータ伝送役務のいずれかにその用途を区分することが必要な現行の設備区分では対応できないこととなる。

² 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」

第3章 電気通信事業会計の役務区分の在り方

1. 基本的な考え方

(1) 指定電気通信役務損益明細表の目的・機能

- 電気通信事業会計は、利用者料金に関する規制の存在を前提に料金の適正な算定に資する観点から基本的に設けられたものである。指定電気通信役務の料金は届出制であり、当該役務を提供する事業者は、料金の適正な算定に資するため、電気通信事業会計の整理が義務付けられている(電気通信事業法第24条)。具体的な会計書類としては、貸借対照表や損益計算書のほか、附属明細書の一つとして指定電気通信役務損益明細表の作成が義務付けられている(電気通信事業会計規則第5条第2項)【資料20・21】。
- 現行の指定電気通信役務損益明細表は、03年の電気通信事業法の改正により指定電気通信役務制度が導入されたことに伴い、04年4月に開始する会計年度から適用が開始されたものであり、役務区分ごとに営業収益、営業費用と営業利益を開示させることによって、役務区分間の不当な内部相互補助を牽制・抑止し、もって競争阻害的な料金設定が行われなくようにすることも、その目的とするものである【資料22・23】。

(2) 不当な内部相互補助

- 指定電気通信役務損益明細表は、役務区分間の不当な内部相互補助を牽制・抑止することによって競争阻害的な料金設定を行わないようにするためのものであるが、そもそも役務区分として捉えて不当な内部相互補助を牽制・抑止する単位・内容としては何が適切かについて整理することが必要となる。
- この点については、指定電気通信役務制度は、市場単位でシェア等を勘案した上で利用者料金に係る規制適用の要否を判断していることから、指定電気通信役務損益明細表の役務区分の設定に当たっても、市場単位を基本とすることが適切ではないか【資料24】。
- この際、現在総務省で実施している競争評価における市場画定を参考に役務区分の適切性を検討することが適切ではないか【資料25】。ただし、指定電気通信役務損益明細表と競争評価はその目的が異なることから、役務区分の設定に当たっては、競争評価上の「画定市

場」だけでなく「部分市場³」等を柔軟に考慮することが必要ではないか。また、競争評価で参考とするのは、あくまでも市場の「区分」であって、当該市場の「評価」ではない点に留意が必要ではないか。

■また、独占的な地位の維持・強化を目的として他の独占的な市場からの利益を不当に流用することは、このような独占的な分野を持たない他の競争事業者との間のイコールフットイング上問題があるため、独占的な市場から他の独占的な市場への利益の移転も不当な内部相互補助の牽制・抑止の対象となると考えるのが適当ではないか。

■この際、新たに役務区分を追加する市場は、会計処理の変更に係るコスト等を勘案すると、不当な内部相互補助の牽制・抑止の必要性が高いものに限定すべきである。このため、例えば拡大傾向にある市場に限定して役務区分を設けることが適当ではないか。

2. 特定電気通信役務に係る役務区分等の在り方

(1) 特定電気通信役務に係る役務区分

■「特定電気通信役務に係る役務区分」は、プライスカップ規制の対象である役務について、主に料金算定の適正性に資する観点から設けられているものであり、「音声伝送役務」に係る役務区分と「専用役務」に係る役務区分に大別される。

■「音声伝送役務」に係る役務区分については、「基本料」「市内通信」「市外通信」「公衆電話」「その他」に細分化され、「専用役務」に係る役務区分については、「一般専用」「高速デジタル伝送」「その他」に区分された上で、前二者についてはそれぞれ更に「市内専用」「市外専用」に細分化される。

■「特定電気通信役務」に係る役務区分については、更に詳細な検証が可能となるように区分を細分化すべきとの意見が競争事業者から出された一方、NTT東西からは現行の区分はその目的に照らして細分化されすぎているとの意見が出された。

■特定電気通信役務はプライスカップ規制の対象であり、その役務区分の在り方は、当該規制と密接に関連する。プライスカップ規制の料金バスケットは、「特定電気通信役務」に係る役務区分に比べると簡素な区分となっている【資料26・27】が、この料金バスケットは、設定された料金水準の範囲内で個々のサービスの料金を届出により自由に変更できることを意味するものであり、このバスケット内に複数の役務区分を設定し、その役務区分間の不当な内部相互補助を牽制・抑止することを排除するものではない。このため、「特定電気通信役務」に係る役務区分と料金バスケットの区分が一致しないことをもって、直ちに役務区分の見直しが必要であるとは言えないのではないか。

³ サービス市場を画定し、そのうち一定の独立性・個別性が認められるサービスを部分的な市場として画定する手法は、「部分市場」の画定といわれるが、この手法は米国等の諸外国でも採用されており、競争評価でも必要に応じて採用されている。

- 以上を踏まえると、音声伝送役務は、依然として利用者にとって最も身近な基本的な通信サービスでありその重要性が大きいこと、また競争評価の市場画定を参考にすれば、基本料、中継電話、公衆電話に区分できることから、音声伝送役務に係る役務区分は、「基本料」、「市内通信」と「市外通信」を統合した「中継電話(仮称)」、「公衆電話」、「その他」といった区分に簡素化することが適当ではないか。
- また、専用役務については、広域イーサネットやインターネットVPNなどのIP系サービスへの移行が進んでおり、利用者に与える影響は低下しつつあること、またそれを踏まえ、競争評価上の市場区分も一の区分となっていることから、専用役務に係る役務区分も一の区分に統合することが適当ではないか。

(2)特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分

- 特定電気通信役務以外の指定電気通信役務(以下「特定役務以外の指定役務」という。)に係る役務区分は、現在、Bフレッツ、フレッツISDN及びオプトーク通信の3サービスに係る収支が合算計上されている状況にある。
- この点について、競争事業者からは、サービス間の内部相互補助の実態が明らかでないことから、特にIP系のサービスについて、サービス別に区分を設けるべきとの意見が多数出されたところである。
- 「特定役務以外の指定役務」は、適正な料金等に基づく提供を保障することが必要なサービスであるため、契約約款の届出が義務付けられている。このため、「特定電気通信役務」に係る役務区分に属する市場又は「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分に属する他の市場から、不当な内部相互補助が行われることを牽制・抑止するために、必要な市場については役務区分を設けてその収支をチェックできるようにすることが必要ではないか。
- この点、Bフレッツは、市場が拡大傾向にあり、競争事業者からも、不当な内部相互補助を牽制・抑止する観点から、役務区分を設けることが特に求められている市場であることにかんがみれば、「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分に、新たにBフレッツに係る区分を設け、例えば「FTTH」と「その他」の二つに区分するといった見直しを行うことが適当ではないか。

(3)指定電気通信役務以外の電気通信役務

- 指定電気通信役務以外の電気通信役務(以下「指定役務以外の役務」という。)に係る役務区分は、料金規制の対象外のサービスに係る収支が合算計上されており、PSTN・IP網の区分や音声・専用・データの区分を問わず、様々なサービスが混在した状況となっている。
- この点について、競争事業者からは、「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分と同様に、特にIP系サービスについて、サービス別区

分を設けるべきとの意見が出されている。

- 「指定役務以外の役務」に係る役務区分が黒字の場合は、直ちに不当な内部相互補助が存在すると認定することはできないとしても、当該区分全体が赤字の場合は、独占的な市場である「特定電気通信役務」等の役務区分からの不当な内部相互補助が存在する可能性があるため、その際に必要なサービスの収支をチェックすることとするのが適当ではないか。ただし、その際も、すべてのサービスの収支をチェックするのではなく、ひかり電話など、拡大傾向にあり競争が活発に行われている市場のサービスに限定して行うことが適当ではないか。

3. 多様な料金形態への対応

(1) 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

- 現在バンドル型料金に対する料金規制については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(01年11月策定。最近では06年5月改定)において、以下の点が規定されている【資料28】。
 - ①基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務の料金とこれら以外の役務の料金を区別せずに設定するときは、契約約款の変更命令(電気通信事業法第19条第1項第6号及び第20条第3項第6号)が発動されること
 - ②電気通信役務と電気通信役務以外の役務の料金を区別せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすときは、業務改善命令(電気通信事業法第29条第1項第7号)が発動されること
- 指定電気通信役務間のバンドルサービスについては指針上の規制は存在しない。しかし、指定電気通信役務は、料金規制が課される基本的に市場シェア50%超の独占的なサービスであり、今後、指定電気通信役務間のバンドルサービスの提供を想定すると、個々の役務ごとの料金が不分明である場合、適正な料金設定がなされているかどうか判断できないこととなる。このため、指定電気通信役務間のバンドルサービスについても、料金を区別せずに設定するときは、契約約款の変更命令が発動できるようにすることが必要ではないか。

(2) バンドルサービスに係る役務区分

- 指定電気通信役務と指定役務以外の役務のバンドルサービスの場合は、その収益・費用が各サービス間に適切に配賦されないと、例えば、本来、指定役務以外の役務に帰属すべき費用が指定電気通信役務に帰属することとなるなど、指定電気通信役務から指定役務以

外の役務への不当な内部相互補助が発生するおそれがある。特に、これからバンドルサービスが多数出現し事業者間で競争が活発化していくことを考えると、事業者間の公正な競争を確保する観点から、バンドルサービス間の不当な内部相互補助を牽制・抑止する必要があるのではないか。

- ただし、指定電気通信役務と指定役務以外の役務のバンドルサービスについて、すべて収支を明らかにさせることは、事業者における創意工夫を生かした事業展開の意欲を阻害するとともに、会計処理の変更に係る負担等を徒に増加させるおそれがあることから、不当な内部相互補助を牽制・抑止する必要性が高いバンドルサービスに限定して収支の開示を求めることが適当ではないか【資料29・30】。
- なお、FMCサービスは、固定電話サービスと移動電話サービスを一体として提供するものであり、バンドルサービスの一種であるが、上述したような役務区分を含めてどのような会計上の措置を講じることが必要かという点については、実際のサービスの提供形態によることから、具体的なサービス内容が明らかになった段階で改めて会計上必要な措置について検討することが適当ではないか【資料31】。

(3)通信サービス以外の収入により提供されるサービス

- 電気通信サービスは、これまでは利用者からの料金収入により賄うビジネスモデルにより提供されてきたが、今後は、料金収入に加えて、広告収入など通信サービス以外の収入も前提としたサービス提供を行う形態が出現することが想定される。
- 現在の利用者料金規制(プライスカップ規制)は、サービスの提供費用を料金収入以外の収入で回収することを前提とする体系とはなっていない。すなわち、プライスカップ規制では、NTT東西の収益・費用構造に関する予測をもとに上限価格を設定し料金規制を行っているが、ここで予測する収益の対象に料金収入以外の収入を含めることは前提としていない。また、仮に料金収入以外の収入を電気通信事業の営業収益と捉えることとすると、料金収入で回収すべき費用が料金収入以外の収入で回収する費用の分だけ減少し、その分、より安価な料金設定を余儀なくされることが想定されることから、料金収入以外の収入を獲得する事業者のインセンティブを喪失させるおそれがある。このため、料金収入以外の収入を電気通信事業の営業収益に計上することは適当であるとは言えないのではないか。
- また、料金収入以外の収入を原資として、料金収入だけではその提供費用を賄うことができない水準の料金でサービスが提供されることも想定される。この場合、当該サービスが競争的なサービスであるか独占的なサービスであるかにかかわらず、その料金が独占的な市場のサービスから不当な内部相互補助を受けたことによるものであれば、公正競争を阻害する不適切な料金設定と判断されるのではないか。他方、提供費用を賄うことができない利用者料金が設定されていても、それが競争的なサービスであげた利益から内部相互補助を受けたものであれば、公正競争を阻害するような不当な内部相互補助とは判断されないのではないか。
- なお、広告収入については、料金収入以外のその他の収入と異なり、市場支配力の有無が収入の多寡に密接に関連するため、電気通

信事業において市場支配力を有する者が、他の事業者に比べて多額の収入を獲得しやすいと考えられる。このため、市場支配的な電気通信事業者に広告収入を前提とした料金設定を認めると、競争阻害的な料金設定が行われることも懸念される。ただし、現時点においては、広告収入を前提とした電気通信サービスの具体的なビジネスモデルが明らかでないことから、それが明らかになった段階で改めて市場支配的な電気通信事業者による広告収入を前提とした料金設定の適否を検討することが適当ではないか。

4. IP化に対応した役務区分の在り方

- 現行の指定電気通信役務損益明細表は、指定電気通信役務（保障契約約款の届出）や特定電気通信役務（プライスカップ規制）といった他事業者による代替サービスの十分な提供の有無や利用者に与える影響を考慮して定められた料金規制上の概念をもとに区分した上で、特定電気通信役務に係る役務区分については、音声伝送役務・専用役務といった役務概念で更に細分化する構成を採っている。これは、PSTNを中心としたネットワークを前提として、特定電気通信役務にはPSTNベースの音声伝送役務等のみが該当する状況においては妥当性を有していた。
- しかし、今後IP化が進展すると、特定電気通信役務に係る役務区分には、従来のようにPSTNで提供される音声伝送役務だけでなく、IP網で提供される様々な役務が該当する可能性が出てくる。また、水平的市場統合の進展に伴い、役務概念そのものが妥当性を失い、役務概念で区分することの意味がなくなることも想定される。このため、IP化の進展を見据えれば、ネットワークと役務概念が1対1対応していた時代と同様に役務概念による区分を維持することは、妥当性を失う可能性があるのではないか。
- この点、07年度下期から商用サービスの提供が開始される次世代ネットワークにおいては、例えば、QoS 制御を通じて品質クラスが異なるサービスが提供されることを想定すると、将来的には、品質クラスに応じた市場区分が形成され、料金規制も品質クラス単位により行うことも考えられる。この場合は、利用者料金規制の適正化の観点から設けられる指定電気通信役務損益明細表の役務区分も、品質クラスによる区分を設けることが考えられるのではないか。
- いずれにしても、IP化の進展により、新たな技術を活用した多様なサービスが出現し、特定役務以外の指定役務等の区分には、これらのサービスが随時追加されることが予想される。また、水平的市場統合や垂直的市場統合などの市場構造の変化も一層進展することが想定される。このため、総務省においては、定期的に役務区分の適切性を検証し、必要に応じて機動的に役務区分の見直しを行うことが求められるのではないか。
- なお、NTT東西の次世代ネットワークで提供されるサービスについて、他の役務区分とは独立した固有の区分を設けるべきとの意見が競争事業者から出された。この点については、NTT東西の次世代ネットワーク上のサービスであっても、料金規制上は、役務の代替性や利用者に与える影響を考慮して、特定電気通信役務、指定電気通信役務、指定役務以外の役務のいずれかの役務に該当する点で、他のネ

ネットワーク上のサービスと異なるところはない。したがって、料金規制と密接に関連する指定電気通信役務損益明細表においても、他のネットワーク上のサービスと異なる理由で、次世代ネットワークに固有の役務区分を設ける必要性は現時点では想定されないのではないか。

- また、これまでの指定電気通信役務損益明細表に係る検討は、基本的に現行のプライスカップ規制を前提に行ってきた。そもそもプライスカップ規制は、市場メカニズムを通じた適正な料金設定が困難なサービスについて、事業者の超過利潤の発生を防止しつつ、当該事業者に経営効率化を促すことによって市場メカニズムによる場合と同等の効果を企図するものであるが、現在の電気通信市場は、PSTNからIPへとその構造が大きく変化する動態的な市場であり、プライスカップ規制の趣旨を生かした運用が困難な状況となっている。このため、IP化の進展等に伴う市場構造の変化等を踏まえて、プライスカップ規制の在り方そのものの見直しを行うことが必要となってきたのではないか。

第4章 費用配賦の在り方

1. 配賦プロセスの透明化

(1) 接続会計

1) 配賦プロセスの作成・開示の現状と問題点

■ 接続会計においては、電気通信事業会計で整理した費用と資産を管理部門と利用部門それぞれの設備区分に複数の階梯を経て帰属させる処理を行っており、このプロセスは、NTT東西が接続会計報告書に併せて作成・公表している接続会計処理手順書において確認することが可能である【資料32】。

■ 接続会計処理手順書は、接続会計における費用等の配賦プロセスを明らかにするものであり、接続料算定過程の透明性を確保する上で重要な役割を担っている。しかし、競争事業者からは、接続会計処理手順書には以下のような問題点があるため、接続会計の配賦プロセスの透明化を図る観点から、その改善を求める意見が出されたところである。

- ① 費用や資産の中には、必ずしも最終的な設備区分まで配賦プロセスを追うことができないものも存在すること
- ② 費用等の配賦に複数の配賦基準を用いているため、費用配賦と配賦基準の適用関係が不明確なものも存在すること
- ③ また、ある階梯から次の階梯への帰属を確認するには適しているが、一の費用又は資産が最終的に設備区分までどのように配賦されているのかを一覧性をもって確認するのには適していないこと
- ④ 配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率が不明であること

2) 接続会計処理手順書の見直し

■ 本研究会として、接続会計の配賦プロセスの透明化を図る観点から、接続会計処理手順書の改善案の提出をNTT東西に対して求めたところ、NTT東西からは以下の見直し案が提出された【資料33】。

- ① 個々の費用項目ごとの配賦プロセスを明確化するため、費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準や配賦プロセスを一覧できる「配賦フロー」を追加掲載する。

- ②現行の接続会計処理手順書において具体的な活動区分への帰属先が明確となっていないものについて「配賦フロー」にすべての帰属先を明記するように見直しを行う。
- ③現行の接続会計処理手順書において複数の配賦基準が併記されているものについて「配賦フロー」に配賦基準と配賦先を明確にするように見直しを行う。
- これらの見直しは、接続会計処理手順書の透明性・有効性を向上させる観点で有益なものである。したがって、NTT東西においては、上記方針に基づき、接続会計処理手順書の様式の見直しを速やかに行うことが必要ではないか。
- なお、競争事業者からは、上記の見直しだけでは、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率が不明であり不十分であるとの意見が出された。これらの情報は、経営情報に該当する点にかんがみれば、接続会計処理手順書で開示を義務付けるのは適当ではないものの、NTT東西においては、総務省の求めに応じ必要なデータが提出できるようにしておくことが必要ではないか。

(2)指定電気通信役務損益明細表

1)配賦プロセスの作成・開示の現状と問題点

- 指定電気通信役務損益明細表については、電気通信事業会計規則に基づき、当該明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準を記載した書類(指定電気通信役務損益配賦方法書)を総務大臣へ提出(非開示)することが義務付けられている。
- 指定電気通信役務損益配賦方法書においては、営業費や施設保全費等の費目ごとに更に細分化された単位(小部門)で費用が直接把握され、当該小部門ごとの配賦基準が記述されているが、その配賦基準を用いて小部門から各役務区分へどのようなプロセスを経て費用が配賦されたかは記述されていない。
- 指定電気通信役務損益明細表は、利用者料金の適正な算定に資する観点からその作成が義務付けられているものであり、競争事業者からもその配賦プロセスの透明化が求められていることから、接続会計処理手順書と同様に、指定電気通信役務損益配賦方法書に配賦プロセスに関する記述を追加することが必要である。

2)指定電気通信役務損益配賦方法書の見直し

- 本研究会として、指定電気通信役務損益明細表の配賦プロセスについても、NTT東西に対して改善案の提出を求めたところ、NTT東西からは、「指定電気通信役務損益明細表について、総務省における配賦プロセスのトレーサビリティ向上のため、接続会計と同

様の「配賦フロー」の作成を検討する。」との回答が寄せられた。

■この点についても、指定電気通信役務損益明細表の有効性・透明性を高める観点で有益なものである。したがって、NTT東西においては、上記方針に基づき、指定電気通信役務損益配賦方法書の様式の見直しを速やかに行うことが必要ではないか。その際、以下の点に留意することが必要ではないか。

①配賦プロセスを示すためには費用等を配賦の過程でプールする「活動」や「活動支援」が必要となるが、指定電気通信役務損益明細表には、接続会計と異なり、このような「活動」等はこれまで設定されていない。このため、接続会計を参考として、適正な「活動」等を設定して、費用等の配賦プロセスが明確となるような工夫を行うべきではないか。

②また、配賦プロセスを示す資料の作成に当たっては、接続会計で指摘された、帰属先が不明確な配賦や配賦基準の不明確な適用関係が生じないようにするとともに、費用等にコードを付して配賦プロセスが一覧できるように工夫を行うべきではないか。

③更に、指定電気通信役務損益明細表と接続会計は、配賦の出発点となる費用の細目は共通しており、配賦プロセスも共通している部分が多いことから、配賦プロセスの見直しに当たっては、接続会計処理手順書と指定電気通信役務損益配賦方法書の間で可能な限り共通化するように工夫を行うべきではないか。

■なお、配賦前後の金額や配賦基準に用いられている比率については、接続会計の場合と同様に、これらが経営情報に該当することを踏まえ、NTT東西においては、総務省の求めに応じ必要なデータが提出できるようにしておくことが必要ではないか。

3)配賦プロセスの開示

■指定電気通信役務損益配賦方法書は、総務省には提出されているが、経営情報に該当するとされるため、非開示とされている。ただし、基本料費用だけは、04年の情報通信審議会答申⁴において情報開示の必要性が提言されたことを踏まえ、その算定の具体的な処理手順を記載した書類を作成し、一般利用者に対して開示することとされ⁵、NTT東西においては、指定電気通信役務損益配賦方法書に記載されている情報に相当する情報を含め詳細な開示を行っている⁶。この点を踏まえ、今回新たに作成する配賦プロセスも、基本料費用に係る部分は開示することが必要ではないか。

⁴ 「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(平成16年10月19日)

⁵ 直近のものでは、「指定電気通信役務損益明細表における収益及び費用等の取扱い等について(要請)」(平成19年4月2日・総基料第79号)に基づき、NTT東西に対して行政指導。

⁶ 「加入電話及びISDN等の基本料費用の算定について」

2. 配賦基準の適正化

- 接続会計・電気通信事業会計ともに、複数の役務に関連する費用について、固定資産価額比による配賦が行われているものがあるが、IP化の進展によりネットワーク構造が変化する中で、電話交換機とルータの価額差が示すように、固定資産価額比で費用を配賦した場合、接続会計においてはPSTNに接続料原価が片寄せされ、電気通信事業会計においては音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。
- このため、固定資産価額比を配賦基準としている費目について、その実態を検証し、必要に応じて見直しを図ることが必要である。この際、上述のように、接続会計と電気通信事業会計では、費用の配賦元が共通しており、配賦プロセスも共通している部分が多いことから、接続会計と電気通信事業会計の配賦基準の検証は併せ行ったところである【資料34～45】。

(1)検証対象等

- 固定資産価額比を配賦基準としているすべての費目を検証することは時間的な制約があり困難であることから、今回の検証は一定の範囲にその対象を絞ることとした。
- 具体的には、電気通信事業会計においては、04年の基本料等委員会で営業費、試験研究費、共通費、管理費を対象に配賦基準の見直しを行ったところであり、それ以外の費目のうち、NTT東西の営業費用に占める割合の大きい費目は施設保全費と減価償却費であるが、減価償却費は正味固定資産価額比を配賦基準とすることに一定の合理性があることから、今回は、施設保全費を検証の対象とすることとした【資料46】。
- 検証に当たっては、可能な限り直課⁷比率の向上を図り、それが困難な場合は、活動基準帰属⁸を用いるという考え方を採用し、上述の問題意識から、PSTN系設備とIP系設備の費用配賦に取得固定資産価額比を用いている場合を検証・見直しの対象とした。

(2)検証結果

- 上記の考え方に基づき、NTT東西に対して施設保全費に係る配賦基準の検証・見直しを要請したところ、以下の費目については、現行

⁷ 設備区分等に費用を直接帰属させること(ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階梯・役務で共用している場合、主要設備に直課された費用を回線数比等によって各設備に帰属させる場合を含む。)

⁸ 占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により設備区分等へ費用を帰属させること

の取得固定資産価額比からIP系設備に係る保守費を直接把握する等の方向で見直すことを検討する旨の回答を得た。

費用項目	現行の配賦基準	見直しの方向性
端末系交換設備	取得固定資産価額比により算定	IP系設備に係る保守費を直接把握する方向
共通伝送機械		
電力	仕様電力値比により交換・伝送等別に区分し、各々の取得固定資産価額比で配賦	IP系設備に係る仕様電力値を把握して費用を算定
監視設備	監視件数比により交換・伝送等別に区分し、各々の取得固定資産価額比で配賦	IP系設備に係る監視件数を把握して費用を算定
試験受付	故障件数比により交換・伝送等別に区分し、各々の取得固定資産価額比で配賦	IP系設備に係る故障件数を把握して費用を算定
保全共通	交換・伝送等別に直接把握し、各々の取得固定資産価額比で配賦	IP系設備に係る保守費を直接把握する方向

■ 上記の方向性に基づき、配賦基準を具体的にどのように見直すかは今後NTT東西において検討することとなるが、PSTNからIP網への移行が急速に進展している状況を踏まえれば、接続料原価の適正な算定等を図る観点から、できる限り速やかに結論を出すことが必要ではないか。

■ また、IP化時代においては、一の設備で複数のサービス・機能を提供することが一般的になることを考えると、これまで以上に配賦基準の重要性が高まる一方、その適切な設定はより困難度を増すことになると考えられる。今後、適切な配賦基準の設定は、設備区分や役務区分の在り方との関連で検討する必要性がこれまで以上に増すものと考えられることから、総務省においては、接続制度や料金制度の見直しの際には、このような視点を念頭に置いて配賦基準の適正性の検証を行うことが必要ではないか。

3. 基本料等委員会における配賦基準の見直し効果の検証

■ 04年の基本料等委員会では、基本料部門における費用把握の適正性について検証し、営業費、共通費、管理費、試験研究費の一部について、収入額比、支出額比や固定資産価額比から稼働時間比などの発生原因に照らした適切な配賦基準に変更する見直しを行ったと

ころである【資料47】。

- 基本料等委員会では、基本料部門への04年度の費用削減額見込みとして、NTT東西からそれぞれ約230億円及び約260億円の試算が示されたところであり、その後NTT東西に対して04年度決算に基づくデータの提出を求めたところ、以下のように見込額以上の削減効果が生じていることが判明したところ。本研究会においても、基本料部門への費用削減額について、NTT東西に対して05年度決算に基づくデータの提出を求めたところ、以下のように、04年度における費用削減額以上の削減効果が生じていることが判明した。

【配賦基準の見直しによる基本料部門への費用配賦の減少額】

	04年度削減見込額	04年度	05年度
NTT東日本	約230億円	約231億円	約354億円
NTT西日本	約260億円	約299億円	約451億円

- なお、配賦基準を見直した費目のうち、営業費の細区分である「顧客営業(法人)」、「販売サポート(一般営業)」については、04年度・05年度ともに基本料部門への費用配賦額が増加した。
- これらについては、収入額比では多かった専用役務への配賦額が稼働時間比に変更したことにより減少し、その分基本料部門へ振り替わったこと等を理由とするものであり、いずれも見直し後の配賦基準の適切性に特段の問題はないと考えられるのではないか。

第5章 減価償却費の在り方

1. 基本的な考え方

- 現在、電気通信事業会計・接続会計ともに、減価償却費の算定に用いられる耐用年数に関する規定は存在せず⁹、一般に公正妥当と認められる会計原則に従って、法定耐用年数により減価償却費が算定されている実態にあるが、一部の設備については、法定耐用年数と使用実態が乖離しているとの指摘がある。
- 仮に、経済的耐用年数(過去の実績データ等を用いて推計した設備の使用開始後の平均使用可能期間をいう。以下同じ。)が法定耐用年数よりも長い場合は、実績原価方式の接続料は、接続会計の設備区分に帰属した費用に基づき算定されることから、適正な使用可能期間に応じて配分されるべき額以上の減価償却費が接続料原価に算入されることにより、単年度当たりの接続事業者の負担が増加すること等の問題を招来する可能性がある。
- この点について、競争事業者からは、経済的耐用年数で減価償却を行うことが必要であるとの意見が出された。また、設備事業者からは、投資の適正な回収を図るため法定耐用年数を採用すべきとの意見が出される一方、実際に使用した期間でコストをきちんと回収できれば経済的耐用年数を採用することは問題がないとの意見も出された。
- そもそも固定資産は、適正な使用可能期間に応じて費用配分することが原則である。したがって、期間損益の適正化を図ることにより上記のような事態を回避し、もって接続料算定の適正化等を図る観点から、減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当ではないか。

2. 対象設備

- 期間損益の適正化を図り、もって接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、すべての設備の減価償却費を経済的耐用年数で算定することが望ましいが、その算定に要する時間やコストが膨大となるおそれがあることから、対象設備は、一定の範囲に限定することが適当ではないか¹⁰。

⁹ LRIC方式による接続料原価算定の際には、減価償却費は「経済的耐用年数」で算定することとされており、接続料規則において、具体的な設備とその耐用年数が規定されている。

¹⁰ LRIC方式における「経済的耐用年数」も、すべての設備について算定されているものではない。

■その際、対象設備は、目的的に考えると、経済的耐用年数の導入により得られる効果が大きいものを優先することが適当ではないか。具体的には、単年度当たりの導入効果とその効果の継続性を併せ考慮することが必要であることから、単年度の減価償却費の額と未償却資産の割合を勘案して対象設備を選定するアプローチが適当ではないか。

3. 対象となる会計

■競争事業者からは、接続料原価算定の適正化を図る観点から経済的耐用年数を導入すべきとの意見が出されたことにかんがみれば、経済的耐用年数による減価償却費の算定は、少なくとも実績原価方式による接続料算定の観点から整理が義務付けられている接続会計に適用することが必要ではないか。

■また、経済的耐用年数を接続会計のみに適用して電気通信事業会計に適用しないこととすると、両会計で減価償却費や正味固定資産価額に差異が生じることとなり、正味固定資産価額等について複雑な帳簿管理が必要となること、またそもそも接続会計は電気通信事業会計の数値を用いて作成されるものであり両会計の数値は一致していることが基本であることから、接続会計を作成するNTT東西の電気通信事業会計には経済的耐用年数を適用することが必要ではないか。

4. 経済的耐用年数の算定方法

■経済的耐用年数とは、過去の実績データ等を用いて推計した設備の平均使用可能期間のことであるが、具体的にどのような方法で算定するかが問題となる。

■事業者からは、経済的耐用年数を算定するには、サービス間競争により生じる解約等の実態を加味する必要があるが、サービス競争が始まったばかりの現状では客観的なデータが不足しており適切な数値を把握することが困難との意見が出される一方、経済的耐用年数の推計が困難であっても、NTT東西における実績データ(物理的寿命による更改実績のみを対象)の活用やLRIC方式における耐用年数の利用等により実際の使用実態により近い年数の推計を行うべきとの意見などが出された。

■現在、NTT東西は、設備の利用環境が大きく変化している状況の下で新たな実耐用年数の把握は困難との理由で法定耐用年数を利用しているが、法定耐用年数よりも、より実態に即した耐用年数が推計できるのであれば、その方法を利用することが適当ではないか。

■経済的耐用年数は、本来は各事業者が過去の実績等に基づき任意の方法により算定することが可能だが、NTT東西の電気通信事業会計の減価償却費は、接続会計の減価償却費となり、ひいては接続料原価の一部を構成することになることから、当該減価償却費は「適正」

な原価¹¹と捉えることができるものであることが必要である。その意味で、NTT東西の減価償却費の算定方法には、一定の適正性が確保されていることが必要となる。

■この点、現在、LRIC方式による接続料算定に当たっては、減価償却費は「経済的耐用年数」で算定されているが、この「経済的耐用年数」は、各社の実績データ等を用いて、修正増減法や撤去法等の一定の合理性を有する方式により推計したものである¹²。このため、今回対象とする設備についても、それを用いない合理的な理由がない限りは、LRIC方式における「経済的耐用年数」を利用することが適当ではないか【資料48・49】。

¹¹ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との間の接続に関し取得すべき金額(接続料)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けることが必要となるが、当該認可の要件として、接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであることが掲げられている(電気通信事業法第33条第4項第2号)。

¹² 一部、米国及び英国モデルで用いられている入力データも考慮し、推計値の補正を行うものもある。

第6章 子会社等との取引の透明化

1. 基本的な考え方

- NTT東西は、多様な事業展開や業務拡大を図る観点から、これまでも多数の子会社等を設立してきている。また、NTT東西の経営効率化を図る観点からアウトソーシングを目的とする子会社等が設立されてきており、電気通信サービスに係る業務については、NTT東西が業務遂行上の経営責任を負うものの、実質的には別会社たる都道府県域子会社においてNTT東西と一体的に行われている状況にある。
- NTT東西の子会社等が、自ら効率的に業務を実施して受託業務で利益をあげること自体は否定されるものではない。むしろ積極的に評価されるべきものである。しかしながら、現在の会計制度は、子会社等の業務効率化による費用削減効果をNTT東西の会計に適切に反映できるものとなっていない。この結果、NTT東西本体で業務効率化を実施して費用削減をした場合はその分接続料原価が減少するが、子会社等が受託業務について費用削減をした場合には、その効果が接続料原価や接続事業者の負担減少に直接反映されない状況となっている。この点について、競争事業者からはNTT東西に業務委託費を引き下げるインセンティブが働きにくいのではないかと指摘もされている。
- 以上を踏まえると、接続料原価算定の適正化を図る観点から、NTT東西の子会社等への業務委託の実態を会計上チェックできるようにするとともに、子会社等の業務効率化による費用削減効果をNTT東西の会計に適切に反映できるようすることが必要ではないか。

2. 受託業務の効率化効果の反映

- 受託子会社等の業務効率化による費用削減効果をNTT東西の会計に反映するためには、まずはNTT東西における子会社等への業務委託費と受託子会社等における当該受託業務の実施に要した費用を把握し、両者を比較・検証することが必要となる。受託業務の実施に要した費用の額は、業務委託費の適切性を判断する上で重要な判断材料の一つであることから、両者の比較・検証を行うことは、業務委託費の適正化を図る観点からも有益な取組である。
- その上で、受託子会社等における受託業務の実施に要した費用を把握する目的が、接続料原価算定の適正化を図るためであることから言えば、当該費用に基づき接続料原価を算定することが望ましい。しかし、後述するように、対象となる業務委託先の範囲、業務委託費の範囲等は、会計処理の変更に係る負担等を考慮すると、漸進的に拡大することが必要となると考えられることから、まずはNTT東西の子

会社等を対象に、業務委託費の適正化を図る観点から、業務委託費と受託業務の実施に要した費用の比較検証を行うことが適当ではないか。その後、その検証結果や検証対象となる会社の範囲等を勘案しながら、受託子会社等における受託業務の実施に要した費用に基づき接続料算定をすることの適否を判断するのが適当ではないか。

(1)対象となる業務委託先

- 業務委託費の把握を接続料原価算定の適正化の観点から行うのであれば、業務委託先のすべてを把握対象とすることが適当である。
- 他方、以下の点にも留意が必要である。
 - ・ NTT東西と直接資本関係がない社（NTTグループ外の会社等）については、NTT東西からの業務委託費は把握できても、当該社における受託業務の実施に要した費用を把握することが必ずしも可能とは限らないこと
 - ・ また、受託子会社等における受託業務の実施に要する費用を把握するためには、受託子会社等において勘定科目の共通化やシステム改修コスト等の負担が生じることとなること
- これらを踏まえ、仮にNTT東西の業務委託費と受託子会社等における受託業務の実施に要する費用の比較・検証にとどめることとした場合、どの範囲の業務委託先を検証対象とすることが適当か。また、その際、検証対象となる業務委託先であっても、システム改修コスト等の負担が発生することを考えると、すべての業務委託を把握対象とすることは、その要する時間や費用の面から見て適当か。検証対象とする業務委託先は、一定額以上の業務受託をしているところとするのが適当ではないか。

(2)業務委託費の範囲等

- 検証対象とする業務委託費の範囲について、NTT東西からは、接続料原価の適正化の観点から検証するのであれば、接続料原価を構成する管理部門費用に限定すべきであり、接続料原価を構成しない利用部門費用は対象外とすべきとの意見が出された。
- この点について、業務委託費の検証の目的から言えば、管理部門に関係する業務委託費に限定して検証すべきである。この考え方によれば、把握対象となる業務委託先か否かを判断する「一定額」も、管理部門費用をベースに判断すべきということとなる。
- しかし、NTT東西が業務委託した時点では、業務委託額に占める管理部門費用の額を把握できないこと、また受託子会社等では会計の単位として管理部門と利用部門を設定しておらず、両部門に費用を分計することがそもそもできないことから、基本的には管理部門費用・利用部門費用を区別することなく、業務委託費全体を検証の対象とすべきではないか。
- ただし、今回の検証は接続料原価算定の適正化の観点から行うことから、検証対象とする業務委託先を判断する「一定額」の基準は、管

理部門費用の額をベースに設定することが適当ではないか。

- なお、受託子会社等において、受託業務に係る収入で受託業務の実施のために営業資産を購入した場合は、当該営業資産についても、NTT東西の業務委託費との間の比較・検証の対象とすることが必要ではないか。

(3)業務委託費等の把握単位

- NTT東西から子会社等への業務委託費や当該子会社等における受託業務の実施に要した費用は、後者の費用であっても、NTT東西の会計に反映され接続料原価に算入されることとなることを視野に入れると、少なくとも電気通信事業会計の損益計算書の勘定科目単位(営業費、施設保全費等)で把握することが適当ではないか¹³。
- また、受託子会社等が、受託業務に係る収入で営業資産を購入した場合、当該営業資産は電気通信事業会計の貸借対照表の勘定科目単位で把握することが適当ではないか。

(4)作成書類等

- 上記に基づき、NTT東西は、以下の資料を作成することが必要ではないか【資料50】。
- ①受託子会社等ごとに、当該受託子会社等に対する業務委託費と当該受託子会社等における受託業務の実施に要した費用を少なくとも電気通信事業会計の損益計算書の勘定科目単位で比較した書類
 - ②受託子会社等が受託業務に係る収入で営業資産を購入した場合には、当該受託子会社等ごとに電気通信事業会計の貸借対照表の勘定科目単位で当該資産を把握した書類
 - ③受託子会社等に対する業務委託費の合計額と当該受託子会社等における受託業務の実施に要した費用の合計額を少なくとも電気通信事業会計の損益計算書の勘定科目単位で比較した書類
 - ④受託子会社等が受託業務に係る収入で購入した営業資産の合計額を電気通信事業会計の貸借対照表の勘定科目単位で把握した書類
- これらは会社の経営情報が含まれており、すべてを開示の対象とするのは適当ではないことから、開示の対象は、上記③と④の書類に限定することが適当ではないか。

¹³ NTT東西の業務委託費は、総務省に提出される電気通信事業営業費用明細表(部門別再掲)において、営業費や運用費等の費目単位ごとの合計額が示されているが、個別の業務委託先ごとの情報は分からない状況となっている。

3. 子会社等への業務委託状況の開示

- 06年10月、会社法の施行に伴い電気通信事業会計規則が改正され、子会社等への業務委託状況を開示する制度として、関連当事者間取引の開示制度が導入された【資料51】。
- 従来の制度¹⁴と比較すると、開示対象の取引先が子会社から関連当事者¹⁵に拡大されるとともに、開示内容も営業取引高から取引内容や取引の種類別の取引金額等に拡大された。関連当事者には子会社や孫会社に加えて、親会社や兄弟会社なども含まれるので、いわゆるNTT東西のグループ会社は基本的には関連当事者として開示対象に含まれることになる【資料52】。
- しかし、関連当事者間取引の開示制度では、「重要な取引」が開示対象となっているが、この「重要な取引」の基準は、企業会計基準委員会の指針によると、営業費用ベースで10%を超える取引であることから、NTT東西の05年度決算で見ると、NTT東日本は開示対象なし、NTT西日本で開示対象1社(ネオメイト)ということになる【資料53・54】。
- 子会社等への委託額は、業務委託費として接続料原価の一部となることから、業務委託の実態を明らかにすることにより、接続料原価算定の適正化を図ることが必要である。この点については、接続事業者からも、受託会社における受託業務の実施額の把握とともに、業務委託費そのものの実態を把握することが必要であるとの意見が出されたところである。
- しかし、関連当事者間取引の開示制度は、会社法に基づき一般の株式会社にも適用される一般的な制度であること、また電気通信事業会計の目的が利用者料金算定の適正化であることにかんがみれば、接続料算定の適正化の観点から会社法とは異なる基準を設定することは適当ではない。他方、これまでNTT東西は、約50億円から約80億円を超える取引のある子会社については、会社名と営業取引高を開示してきたことを踏まえると、開示レベルが著しく低下することも否めない。
- 以上を踏まえれば、関連当事者間取引の開示制度の活用が適当ではないとしても、接続料算定の適正化に資する観点から、従来の開示レベルを維持する方向で子会社等への業務委託の状況を開示することが適当ではないか。

¹⁴ 電気通信事業会計規則に基づく「その他重要事項明細表」の中で、子会社との取引の開示が義務付け。

¹⁵ 当該株式会社の親会社、当該株式会社の子会社、当該株式会社の親会社の子会社等(会社計算規則第140条第4項)

第7章 会計制度の検証可能性の向上

1. LRIC費用と実際費用の比較・検証

- 実際費用については近年のNTT東西の経営合理化等によってLRIC方式により算定した費用(LRIC費用)を上回る速度で減少し、現時点においては、実際費用がLRIC費用に比べ低くなっており、今後の推移を注視していく必要がある。
- このような状況を踏まえると、LRIC費用と実際費用を比較可能とする仕組みを設けて、今後のLRIC方式の在り方を検討する際に参照可能とすることは有益ではないか。
- この場合、LRIC費用と実際費用の比較は、電気通信事業会計の営業費用の費目単位(施設保全費・減価償却費等)で行うことを基本とすることが適当ではないか。この点について、設備区分ごとにLRIC費用と実際費用を比較する考え方もあるが、実際費用では、設備区分に帰属する費用額が各階梯における配賦基準の定め方によって変化する面もあるため、LRIC費用と実際費用の額の差異がLRICモデルの妥当性に起因するものかどうかは必ずしも判断できないこととなる。このため、NTT東西において、配賦の結果としてではなく直接その額を把握している施設保全費等の費目単位で比較することが適当ではないか。

2. スタックテストにおける検証対象の営業費の検証

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものとなることから、接続料の妥当性を検証するため、99年から接続料と利用者料金との関係に関する検証(スタックテスト)が行われている【資料55】。
- このスタックテストについては、接続ルールの整備と一環として、その見直しが情報通信審議会で審議され、07年3月末に答申¹⁶が取りまとめられた。それを受けて、07年6月にスタックテストの運用に関するガイドライン案が作成・公表された。
- スタックテストにおいては、接続料及び接続料が設定されていない設備コストの合計額(接続料等)と利用者料金との差分(営業費相当分)を対象に、これが「営業費の基準値」を下回らないものであるかどうかを検証区分ごとに検証することとしているが、この「営業費の基準値」中の「営業費」には、販売促進費など顧客獲得に要する費用を含めないこととされている。
- 同ガイドライン案では、「加入電話及びISDN等の基本料費用について」(NTT東西が作成・公表)において開示している営業費の費用科目

¹⁶ 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」

をベースとして、顧客獲得に要する費用には「顧客営業」「宣伝」「企画」が該当するとしていたが、NTT東西からは、顧客獲得に要する費用には、「販売サポート・一般営業（特約店等）」も含まれるとの意見が出された。

- これを踏まえ、「加入電話及びISDN等の基本料費用について」よりも、更に詳細な区分が設定されている指定電気通信役務損益配賦方法書の営業費の小部門をベースとすれば、顧客獲得に要する費用には、「顧客営業」「宣伝」「企画」に加えて、「販売サポート・一般営業（特約店等）」も含めることが適当と考えられるのではないかと【資料56】。

3. 基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の検証

- NTT東西が適格電気通信事業者の指定を受けて、07年度から、ユニバーサルサービスに係る交付金の交付を受けているところであるが、情報通信審議会における交付金の額等の認可を適当とする答申を受けて、総務省からNTT東西に対する指導文書¹⁷において、「今回の交付金の算定は、貴社において、設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提としている。このため、貴社が基礎的電気通信役務の提供において当該効率化を達成することが重要であり、平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて報告すること」という指導がなされたところである【資料57】。
- これを受けて、07年度以降、NTT東西は、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績を併せ報告することが求められることから、当該経営効率化の実績を検証可能とするため、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について、管理部門と利用部門に区分し、利用部門単体の営業費用を把握できるようにすることが必要ではないかと【資料58】。

¹⁷ 「基礎的電気通信役務の提供に関し講ずべき措置について」(06年11月22日)

第8章 その他

1. 会計制度の定期的な見直し

- ブロードバンド化・IP化の急速な進展やそれに伴う市場構造やネットワーク構造の変化を踏まえれば、電気通信事業における会計制度も、本研究会の報告書を受けて行われる制度整備後3年を目処に、関係事業者の意見を踏まえつつ、見直しを検討することが適当ではないか。
- なお、電気通信事業における会計制度は、接続政策や料金政策の適正性をチェックする観点から設けられているものであり、接続政策等の見直しを踏まえて随時見直しを行うことも必要ではないか。

2. 会計データの検証体制等の充実

- 電気通信事業における会計制度は、会計制度としては、会社法等の制度会計の内容やその動向、その特例である電気通信事業会計・接続会計の内容をまずは把握し、その上で、両会計と密接に関連する接続政策や料金政策、更に会計制度の検証可能性を高める観点でユニバーサルサービス制度など他の関連制度の内容・動向を踏まえつつ、様々な観点から提出・公表される大量のデータを有機的に結びつけた上で、その適正性の検証や環境変化に応じた適時適切な見直しを行うことが求められるものである。
- 今後、IP化の進展等により、ネットワーク構造や市場構造は更に変化し、料金とコストの関係がより一層複雑化することが想定される中で、両者を繋ぐ会計制度の役割はその重要性を一層高めるものと考えられる。今回の見直しにより新たに提出される会計データの検証に加えて、今後、IP網への完全移行を見据えた接続政策や料金政策の抜本的な見直しを踏まえて、会計制度の見直しが行われることも視野に入れると、行政当局においては、外部の有識者の活用等を含めて、会計データの検証体制等の充実を早期に図ることが求められるのではないか。